

議案第 9 2 号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年 2 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地等事業 企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業をいう。

(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア～カ 略

キ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業であって知事が要綱で定めるもの

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業をいう。

(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア～カ 略

(3) 情報通信関連雇用事業 専用通信回線を利用する次に掲

げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であって、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）

イ 前号イからエまでに掲げる事業

(4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業 次に掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業であって、次条第3項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 第2号カに掲げる事業

イ 知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業

(3) 次世代ソフトウェア産業等立地事業 次に掲げる事業の

用に供する事業所又は設備を新たに賃借する事業であって、

次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 前号イ、ウ又はカに掲げる事業

イ アに準ずるものとして知事が要綱で定める事業

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 高年齢常時雇用労働者 雇用保険法第37条の2第1項に

規定する高年齢被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以

上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをい

う。

(9) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 専用通信回線 電気通信事業法第2条第5号に規定する

電気通信事業者が設定する電気通信回線であって、当該電気

(10) 略

(11) 初年度賃借料 賃借料（次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の対象となる賃借に要する費用を除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

(12) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者及び同法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数の合計が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内に設置しているものをいう。

通信事業者との同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約において専ら当該提供を受ける者の用に供するとされたもの（これに準ずると知事が認めるものを含む。）をいう。

(11) 略

(12) 初年度賃借料 賃借料（情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

(13) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内に設置しているものをいう。

(13) 特定製造業 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるものをいう。

(14) 特定サプライヤー 自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるものをいう。

(企業立地等事業の認定)

第3条 知事は、前条第2号アからキまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めたときは、この限りでない。

(企業立地等事業の認定)

第3条 知事は、前条第2号アからカまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めたときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号
アからキまでに掲げる事業の計画が適当であること。

(1)～(3) 略

(4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号
アからカまでに掲げる事業の計画が適当であること。

2 知事は、特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。

3 知事は、前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供す

2 知事は、前条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業の用に供する事業所又は設備を新たに賃借する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、次世代ソフトウェア産業等立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者

る事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、コンテンツ・事務管理関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の計画が適当であること。

が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業の計画が適当であること。

3 前項の規定による知事の認定は、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 第1項又は第2項の規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

5 知事は、企業立地等事業が第1項若しくは第2項に規定する

4 前2項の規定による知事の認定は、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業ごとに、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第1項から第3項までの規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

6 知事は、企業立地等事業が第1項から第3項までに規定する

要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（補助金の交付）

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、次世代ソフトウェア産業等立地事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

- （1） 前条第5項の規定により認定を取り消された者
- （2） 略

要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（補助金の交付）

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

- （1） 前条第6項の規定により認定を取り消された者
- （2） 略

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が15億円を超えるときは15億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の40を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるもの（以下「特定サプライヤー」

3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が5億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき5億円を限度とし、分割して行うものとする。

という。)が行う事業に対する企業立地事業補助金の額は、第1項に定める額に、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(5億円を限度とする。)を加算した額以下とする。

4 前3項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が7億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき7億円を限度とし、分割して行うものとする。ただし、分割の回数が7回を超えることとなるときは、この限りでない。

5 情報通信関連雇用事業補助金の額は、情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年(第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。)ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

6 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年(第3条第3項第2号に掲げる要件を満たさない期間

4 次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の額は、次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

7 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、前2項の規定に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

(1) 著しい雇用の増加を伴う事業であって、知事が特に認めるもの

(2) 著しく規模の大きい事業であって、知事が特に認めるもの

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次項において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからキまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金	次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金に係る第2条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業	次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日から10年間

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次項において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからカまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金に係る特定製造業又は第2条第2号イからエまでに掲げる事業	情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間
コンテンツ・事務管理関連雇用事業	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金に係る	コンテンツ・事務管理関連雇用事業

--	--	--

2 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額
企 業 立 地 事 業	第2条第2号ア に掲げる事業	(1) 略 (2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u>	(1) 特定製造業に あつては、次に掲 げる額の合計額（ <u>15億円</u> を限度とす る。） ア 投下固定資産 額（別表第2の 1の項に該当す る場合にあって は、投下環境有
		ア <u>県内中小企 業</u> にあって	

補助金	る第2条第2号カ又は 第4号イに掲げる事業	の開始の日から10 年間
-----	--------------------------	-----------------

2 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額
企 業 立 地 事 業	第2条第2号ア に掲げる事業	(1) 略 (2) <u>常時雇用労働者が10人（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人）以上増加すること。</u>	(1) 特定製造業に あつては、次に掲 げる額の合計額（ <u>30億円</u> を限度とす る。） ア 投下固定資産 額（別表第2の 1の項に該当す る場合にあって は、投下環境有

は、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。

イ 県内中小企業以外の企業にあつては、常時雇用労働者が10人（特定サプライヤーにあつては、3人）以上増加すること。

益固定資産額を除く。（2）において同じ。）に100分の20を乗じて得た額

イ 略

益固定資産額を除く。（2）及び（3）において同じ。）に100分の30を乗じて得た額

イ 略

（2） 特定製造業以外の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあつては、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。）

ア 投下固定資産

	<u>と。</u>				額に100分の10を 乗じて得た金額 イ 初年度賃借料 に100分の50を乗 じて得た額
		(2) (1)以外の場合 にあつては、次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。） ア・イ 略			(3) (1)及び(2) 以外の場合にあつては、次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。） ア・イ 略
第2条第2号イ に掲げる事業	(1) 略 (2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u>	略		第2条第2号イ に掲げる事業	(1) 略 (2) <u>常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が</u>

ア 県内中小企
業にあって
は、常時雇用
労働者、高年
齢常時雇用労
働者及び短時
間労働者が合
わせて20人以
上増加するこ
と。

イ 県内中小企
業以外の企業
にあっては、
常時雇用労働

20人以上増加す

ること。

者及び短時間
労働者が合わ
せて20人以上
増加するこ
と。

第2条第2号ウ
に掲げる事業

(1) 略

(2) 次に掲げる
要件を満たすこ
と。

次に掲げる額の合計
額（5億円を限度と
する。）

(1)・(2) 略

第2条第2号ウ
に掲げる事業

(1) 略

(2) 技術者、デ
ザイナー又は科
学技術に関する
研究者である常
時雇用労働者が
5人（県内中小
企業及び特定サ
プライヤーに
あっては、3
人）以上増加す

次に掲げる額の合計
額（10億円を限度と
する。）

(1)・(2) 略

ア 県内中小企
業にあって
は、技術者、
デザイナー又
は科学技術に
関する研究者
(以下「技術
者等」とい
う。)である
常時雇用労働
者及び高年齢
常時雇用労働
者が合わせて
3人以上増加
すること。

ること。

	<p><u>イ 県内中小企業以外の企業</u> <u>にあつては、</u> <u>技術者等である常時雇用労働者が 5 人</u> <u>(特定サプライヤーにあつては、3 人)</u> <u>以上増加すること。</u></p>				
<p>第 2 条第 2 号エ及びオに掲げる事業</p>	<p>(1) 略 (2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u></p>	<p>次に掲げる額の合計額（10 億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額に<u>100分の20</u>を乗</p>	<p>第 2 条第 2 号エ及びオに掲げる事業</p>	<p>(1) 略 (2) <u>技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常</u></p>	<p>次に掲げる額の合計額（10 億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額に<u>100分の30</u>を乗</p>

	<p>ア <u>県内中小企業</u>にあっては、<u>技術者等</u>である<u>常時雇用労働者</u>及び<u>高年齢常時雇用労働者</u>が合わせて<u>3人以上</u>増加すること。</p>	<p>じて得た額 (2) 略</p>		<p><u>時雇用労働者が</u> <u>5人</u>（<u>県内中小企業</u>及び<u>特定サ</u> <u>プレイヤー</u>に あつては、<u>3</u> <u>人</u>）以上増加すること。</p>	<p>じて得た額 (2) 略</p>
--	--	------------------------	--	--	------------------------

	<p>と。</p> <p><u>イ 県内中小企業以外の企業</u></p> <p><u>にあつては、</u></p> <p><u>技術者等である常時雇用労働者が5人</u></p> <p><u>(特定サプライヤーにあつては、3人)</u></p> <p><u>以上増加すること。</u></p>				
<p>第2条第2号カに掲げる事業</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u></p>	<p>次に掲げる額の合計額 (<u>5億円</u>を限度とする。)</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第2条第2号カに掲げる事業</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>常時雇用労働者が5人(県内中小企業に</u></p>	<p>次に掲げる額の合計額 (<u>10億円</u>を限度とする。)</p> <p>(1)・(2) 略</p>

ア 県内中小企
業にあって
は、常時雇用
労働者及び高
年齢常時雇用
労働者が合わ
せて3人以上
増加するこ
と。

イ 県内中小企
業以外の企業
にあっては、
常時雇用労働

あつては、3
人)以上増加す
ること。

	<p>者が5人以上 増加するこ と。</p>							
<p>第2条第2号キ に掲げる事業</p>	<p>(1) 投資額が1 億円（県内中小 企業及び特定サ プライヤーに あつては、3,000 万円）を上回る こと。 (2) 次に掲げる 要件を満たすこ と。 ア 県内中小企 業にあつて は、常時雇用</p>	<p>次に掲げる額の合計 額（5億円を限度と する。） (1) 投下固定資産 額に100分の10を乗 じて得た額 (2) 初年度賃借料 に100分の50を乗じ て得た額</p>						

労働者及び高
年齢常時雇用
労働者が合わ
せて3人以上
増加するこ
と。

イ 県内中小企
業以外の企業
にあつては、
常時雇用労働
者が10人（特
定サプライヤ
ーにあつて
は、3人）以
上増加するこ
と。

次 世 代 ソ フ ト ウ エ ア 産 業 等 立 地 事 業	第2条第2号イ に掲げる事業	次に掲げる要件を 満たすこと。 (1) 県内中小企 業にあっては、 常時雇用労働 者、高年齢常時 雇用労働者及び 短時間労働者が 合わせて20人以 上増加するこ と。 (2) 県内中小企 業以外の企業に あっては、常時 雇用労働者及び 短時間労働者が	事業所及び設備（新 たに第2条第2号イ 又はウに掲げる事業 の用に供され、又は 増加したものに限 る。）の賃借に要す る費用その他の知事 が要綱で定める費用 の額に100分の50を乗 じて得た額（1,500万 円を限度とする。）	情 報 通 信 関 連 雇 用 事 業	特定製造業	常時雇用労働者が 10人以上増加する こと。	次に掲げる額の合計 額 (1) 事業所（新た に第2条第2号イ からエまでに掲げ る事業の用に供さ れ、又は増加した 部分に限る。）の 賃借に要する費用 の額に100分の50を 乗じて得た額（ 1,200万円を限度と する。） (2) 専用通信回線 （新たに第2条第 2号イからエまで
					第2条第2号イ に掲げる事業	常時雇用労働者及 び短時間労働者の 合計が20人以上増 加すること。	

	合わせて20人以上増加すること。				に掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。)の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額(2,000万円を限度とする。)
第2条第2号ウに掲げる事業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、技術者等である常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、技術				
		コ ン テ ン ツ ・ 事 務	第2条第2号カに掲げる事業	常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。	次に掲げる額の合計額 (1) 事業所又は設備(新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに
			第2条第4号イ	常時雇用労働者	

	<p>者等である常時雇用労働者が5人以上増加すること。</p>		<p>管 理 関 連 雇 用 事 業</p>	<p>に掲げる事業</p>	<p>(県内転入者は、2人までとする。)が5人以上増加すること。</p>	<p>限る。)の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にとっては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。)</p>
<p>第2条第2号カに掲げる事業</p>	<p>次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時</p>	<p>事業所及び設備(新たに第2条第2号カ又は第3号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限る。)の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。)</p>				

	雇用労働者が3人以上増加すること。				
第2条第3号イに掲げる事業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が5				(2) 電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受け、又は受けようとする者において、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるも

	人以上増加すること。	
--	------------	--

	のを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(500万円を限度とする。)	
--	---------------------------------------	--

備考 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。

備考

- 1 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。
- 2 「県内転入者」とは、第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の実施に伴い業務に従事する日までに県外から住所を移転した者をいう。

別表第2 (第5条関係)

1 第2条第2号アに掲げる事業であつて、二酸化炭素の排	略
-----------------------------	---

別表第2 (第5条関係)

1 第2条第2号アに掲げる事業であつて、二酸化炭素の排	略
-----------------------------	---

<p>出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限り、<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>		<p>出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに<u>限る。</u>）</p>	
<p>2 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を</p>	<p>次に掲げる額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。） (1)・(2) 略</p>	<p>2 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を</p>	<p>次に掲げる額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。） (1)・(2) 略</p>

<p>除く。)であって、 知事が特に認めるもの(9の項に該当するものを除く。)</p>		<p>除く。)であって、 知事が特に認めるもの</p>	
<p>3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの(2の項又は9の項に該当するものを除く。)</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額(5億円を限度とする。)</p>	<p>3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの(2の項に該当するものを除く。)</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)</p>
<p>4 中山間地域(知事が要綱で定める地域に限る。)において行う事業であって、知事が特に認めるも</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(5億円を限度とする。)</p>	<p>4 中山間地域(知事が要綱で定める地域に限る。)において行う事業であって、知事が特に認めるも</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額(10億円を限度とする。)</p>

の（9の項に該当するものを除く。）

5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの（9の項に該当するものを除く。）

投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）

6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定

略

の

5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの

投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）

6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定

略

める県内企業が行う
ものに限る。)で
あって、知事が特に
認めるもの(9の項
に該当するものを除
く。)

7 大都市圏(首都
圏、近畿圏及び中部
圏のうち知事が要綱
で定める地域をい
う。)又は5の項左
欄に掲げる地域から
の本社機能の移転を
伴う事業であって、
知事が特に認めるも
の(5の項、8の項

投下固定資産額に100分の10を乗じて
得た額及び初年度賃借料に100分の50
を乗じて得た額の合計額(5億円を
限度とする。)

める県内企業が行う
ものに限る。)で
あって、知事が特に
認めるもの

7 大都市圏(首都
圏、近畿圏及び中部
圏のうち知事が要綱
で定める地域をい
う。)又は5の項左
欄に掲げる地域から
の本社機能の移転を
伴う事業であって、
知事が特に認めるも
の(5の項又は8の

投下固定資産額に100分の10を乗じて
得た額及び初年度賃借料に100分の50
を乗じて得た額の合計額(10億円を
限度とする。)

又は9の項に該当するものを除く。)

8 我が国における拠点となる工場等に関する事業（知事が要綱で定める外国会社が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの（9の項に該当するものを除く。）

9 特定サプライヤーが行う事業

投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）

項に該当するものを除く。)

8 我が国における拠点となる工場等に関する事業（知事が要綱で定める外国会社が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの

投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項から第3項までの知事の認定を受けた企業立地等事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定の適用については、旧条例第3条第2項又は第3項の規定により行った認定は、新条例第3条第2項の規定により行った認定とみなす。